

令和4年度

尾鷲市清掃事業の概要

令和4年6月

環 境 課

【目次】

尾鷲市民憲章	1
第1章 市の概況	2
1 廃棄物事業の沿革	3～5
2 清掃関係	
(1) 組織構成及び事務（業務）分掌の概要	6
(2) 清掃施設	
1 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項 （直営施設）	7.8
2 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項 （一般廃棄物処分業許可業者）	9
3 し尿及び浄化槽汚泥処理施設 （直営施設）	10
第2章 清掃事業	
1 廃棄物（ごみ）	
(1) 収集するごみの分類（ステーション及び回収拠点回収等）	11
(2) 常設ステーションによる収集	12
(3) 清掃工場への持込ごみの分類（尾鷲市清掃工場他）	12
(4) 取り扱わないごみについて（適正処理困難物）	13
(5) 一般廃棄物（ごみ）運搬許可業者	14.15
(6) 有料化制度	16
(7) 感染性一般廃棄物（在宅医療廃棄物）の処理	16
(8) 犬・猫等の小動物の処理	17
(9) ごみの再資源・減量化に向けた奨励金及び補助金制度	17
(10) 不法投棄対策として（野焼きも含む）	18

尾 鷲 市 民 憲 章

(平成 2 年 10 月 1 日告示第 24 号)

尾鷲市は、熊野灘に面し、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた伝統ある産業と文化の都市です。

わたくしたちはこのふるさとに誇りをもち、みんなの力で、豊かな未来を築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう。
- 一 人と人のつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。
- 一 未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょう。
- 一 伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 一 産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。

第1章 市の概況

(位置・市域の変遷・面積・気候・人口)

本市は、三重県南部の東紀州地域に位置し、北は紀北町、南は熊野市、西は台高山脈を控えて奈良県に接しており、東は太平洋（熊野灘）に面したリアス式海岸を有している。

本市は、昭和29年6月20日に北牟婁郡尾鷲町(20,400人)と近隣の須賀利村(1,402人)、九鬼村(3,442人)、南牟婁郡北輪内村(3,456人)、南輪内村(4,488人)が合併して「尾鷲市(33,188人)」が誕生した。

市域は、北緯34度04分15秒、東経136度11分28秒に位置し、面積は192.71km²であるが、総面積の約90%を山林が占めているため、平坦地が極めて少なく、ほとんどの集落は湾奥に集中している。

過去5年間の平均気温は16.8℃で、降水量が4,132mmと多いものの、過ごしやすい気候となっている。

人口は、昭和35年の34,534人をピークに年々減少し、令和3年度末では16,603人になっており少子高齢化も伴い過疎化が進んでいる。

尾鷲市の人口及び世帯数の動向

	人口(人)	世帯数(世帯)
29年度	18,167	9,483
30年度	17,774	9,379
元年度	17,421	9,299
2年度	17,053	9,197
3年度	16,603	9,075

※住民基本台帳(3月31日現在)

1 廃棄物事業の沿革

昭和 29 年 6 月	尾鷲市生誕 (尾鷲町・須賀利村・九鬼村・北輪内村・南輪内村が合併) 清掃(廃棄物)に関することは清掃センターが行う。
昭和 46 年 9 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
昭和 51 年 3 月	塵芥焼却場・不燃物投棄場が完成(大字南浦字中村 3287-7) これより「尾鷲市清掃工場」と命名 (これまで樋ノ口にあった焼却施設は廃止)
平成 3 年 3 月	尾鷲市清掃工場塵芥焼却場を建設(改築) (同時に死亡獣畜焼却炉を建設)
平成 8 年 4 月	清掃センターに第一係(廃棄物担当)と第二係(し尿・浄化槽 担当)を設置
平成 10 年 2 月	尾鷲市清掃センター建設
平成 11 年 4 月	清掃センターが環境課に統合 (第一係が廃棄物係に、第二係が資源リサイクル係に変更)
平成 12 年 3 月	尾鷲市清掃工場最終処分場(不燃物投棄場)を休止
平成 12 年 4 月	分別収集開始 (可燃・資源(カ・ビン・紙・その他)の収集および拠点回収)
平成 13 年 4 月	生活部の環境課とクリンクルセンターに分離 (環境課廃棄物係・環境課資源リサイクル係となる。)
平成 14 年 1 月	尾鷲市清掃工場にダイオキシン類除去装置(バグフィルター)を追加
平成 16 年 4 月	可燃ごみ収集の民間委託を開始

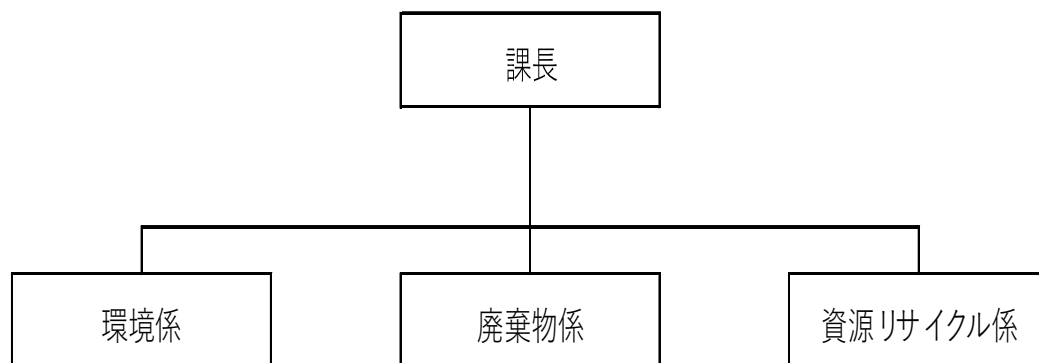
平成 16 年 10 月	三重県災害等廃棄物処理応援協定書に調印 (廃棄物 1 t あたり 10,000 円・し尿 1 kℓあたり 2,000 円)
平成 17 年 4 月	環境課にクリンクルセンターが統合
平成 17 年 9 月	尾鷲地区 2 カ所 (中央町・南陽町) にカン類、ビン類、 ガラス・陶磁器類の 3 品目限定の常設ステーションを設置
平成 18 年 12 月	尾鷲市クリーンセンター (し尿及び浄化槽処理施設) 竣工 (し尿等処理物の海洋投入処分の禁止に伴い、陸上処理する。)
平成 21 年 9 月	尾鷲・紀北地区におけるマイバッグ等の持参推進及びレジ袋有料 に関する協定
平成 23 年 4 月	資源ごみ収集の民間委託を開始
平成 23 年 5 月	死亡獣畜炉改築、これより死亡動物専用焼却炉に改名
平成 25 年 4 月	可燃ごみ収集の指定ごみ袋制度開始 指定ごみ袋 (1 枚当たり) 大 450-45 円、中 300-30 円 小 150-15 円 資源プラスチック類の収集を開始
平成 25 年 4 月	尾鷲市クリーンセンターを包括業務委託開始
平成 26 年 3 月	尾鷲市クリーンセンター能力増強工事完成 (これまでのし尿 15 kℓ: 浄化槽汚泥 25 kℓの計 40 kℓ/日に対 して、浄化槽汚泥の 10 kℓを増量し、浄化槽汚泥 35 kℓの計 50 kℓとなる。)
平成 26 年 4 月	使用済みパソコンを複合製品として収集を開始 (使用済み小型家電リサイクル法の制定を活用)
平成 26 年 9 月	指定ごみ袋に極小袋を追加 (これまでの大中小の 3 種類に 10ℓの極小 (10 円/枚) を加え、4 種類となる。)

- 平成 28 年 6 月 市が収集、運搬及び処分するごみ等の手数料を改定
指定ごみ袋（1 枚当たり） 大 450-38 円、中 300-25 円、
小 150-12 円、極小 100-8 円
- 平成 28 年 12 月 須賀利地区、九鬼地区、早田地区、古江地区、賀田地区の 5 カ所
に紙類（新聞紙・段ボール・その他紙）限定の常設ステーション
を設置
- 平成 29 年 6 月 三木里地区に紙類限定の常設ステーションを設置
- 平成 30 年 6 月 梶賀地区に紙類限定の常設ステーションを設置
- 平成 31 年 4 月 東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会設立
- 令和 3 年 4 月 東紀州環境施設組合設立

2 清掃関係

(1) 組織構成及び事務（業務）分掌の概要

環境課



主な担当係別事務（業務）分掌

	人員	主な仕事
環境係	5名	<ul style="list-style-type: none">・環境調査対策等に関すること・環境保全等に関すること・一般廃棄物処理業の許可等に関すること・浄化槽補助金等に関すること・その他
廃棄物係	17名	<ul style="list-style-type: none">・可燃収集に関すること・資源収集に関すること・し尿収集に関すること・ふれあい収集に関すること・その他
資源リサイクル係	8名	<ul style="list-style-type: none">・清掃工場運転管理に関すること・清掃工場持込処理に関すること・資源ごみ処理に関すること・死亡動物の処理に関すること・その他

(2) 清掃施設

1 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項（直営施設）

昭和 51 年 3 月まで尾鷲市矢浜樋ノ口地内の塵芥焼却場でごみの焼却処分を行っていたが、それ以後、「尾鷲市清掃工場」として、現在の尾鷲市大字南浦字中村 3287-7 に移転建設し、焼却処理施設、大型ごみ処理施設、最終処分施設を設置する。平成 3 年 3 月に焼却施設の大幅な改修工事（同時に死亡獣畜炉も同敷地内に建設）を行い、平成 14 年 1 月にはダイオキシン除去装置（バグフィルター）の追加や平成 23 年 5 月には死亡獣畜炉の改修工事に伴い名称を死亡動物専用焼却炉に改め現在に至る。

各施設の処理能力等は下記のとおりである。

【焼却処理施設】

供用開始	平成 3 年 3 月
処理方式	機械化バッチ式焼却炉
処理能力	4 5 t / 8 h (22.5t/8h × 2炉)
運転管理	本市直営
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
ガス冷却設備	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機（バグフィルター） 有害ガス除去装置 ダイオキシン類除去装置
排水処理設備	[ごみピット汚水] 高温酸化処理方式（炉内噴霧） [プラント排水] 接触酸化法＋ろ過（再循環無放流）
備考	平成13年度ダイオキシン類除去装置（バグフィルター）を追加

【大型ごみ処理施設】

供用開始	昭和 6 3 年 3 月
処理対象	大型可燃ごみ・不燃ごみ
処理方式	油圧式破碎切断機
処理能力	1 5 t / 5 h
備 考	

【最終処分施設】

供 用 開 始	昭和51年3月
処 分 対 象	不燃ごみ
計画埋立面積	約7,080m ²
計画埋立容量	116,200m ³
施 設 区 分	安定型処分場
備 考	平成11年度より休止中

【死亡動物専用処分施設】

供 用 開 始	平成3年3月
処 分 対 象	死亡動物
処 理 能 力	40kgを50分で焼却
備 考	H23年5月に改修工事（死亡動物専用焼却場に改名）

2 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項（一般廃棄物処分業許可業者）

【可燃物焼却施設】

名 称	株式会社 オー・シー・エス
所在地	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所 3551-5
供用開始	平成 9 年 2 月
処理能力	28 t / 日（8 時間）
処理対象	可燃ごみ
備 考	

【不燃物処理施設】

名 称	株式会社 寺下商店
所在地	尾鷲市林町 4 番 3 号
供用開始	昭和 32 年 4 月
処理能力	圧縮・切断施設 廃プラスチック類 4.83 t（8 時間） 金属くず 18.24 t（8 時間） ガラスくず等 13.82 t（8 時間） 圧縮施設 金属くず 10.93 t（8 時間）
処理対象	不燃ごみ
備 考	

【自家処理（リサイクル）】

名 称	株式会社 JP ハイテック発電事業本部 北山川事業所 尾鷲出張所
所在地	尾鷲市古戸町 6 番 26 号
供用開始	昭和 35 年 3 月
処理施設	移動式粉碎機（チップとしてリサイクル）
処理対象	流木・伐採木（自家処理）
備考	

3 し尿及び浄化槽汚泥処理施設（直営施設）

本市の処理区域内で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、収集開始当初より海洋投棄処分を行っていたが、平成 18 年度より陸上施設での処理となった。

平成 18 年 12 月に陸上処理施設（尾鷲市クリーンセンター）が竣工し、それ以降はし尿・浄化槽汚泥は「尾鷲市クリーンセンター」で全量が処理されている。

平成 25 年度より、これまで市が管理していた薬品の調達等を含め、6 年間の包括複数年整備運営管理業務を民間に委託した。

当時見込まれた高速道路延伸による商業施設の増加等、合併処理浄化槽の普及に伴う処理量増加に対応すべく、平成 25 年度に浄化槽汚泥の 10k ℓ/日の処理能力増強工事を行った。

処理施設等

施設名称	尾鷲市クリーンセンター	
所在地	尾鷲市大字南浦字真砂福松 2 5 6 2 - 8	
業務開始	平成 1 8 年 1 2 月	
新施設稼働	平成 1 8 年 1 2 月竣工	
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理設備	
処理能力	5 0 kℓ/日（浄化槽汚泥 3 5 kℓ/日・し尿 1 5 kℓ/日）	
運転管理	包括業務委託（平成 25 年度より）	
処理水質	P H : 5 . 8 ~ 8 . 6	T - N : 1 0 mg/ℓ以下
	B O D : 1 0 mg/ℓ以下	T - P : 1 mg/ℓ以下
	C O D : 2 0 mg/ℓ以下	色 度 : 3 0 度以下
	S S : 5 mg/ℓ 以下	大腸菌群 : 1 0 0 個/c m ³ 以下
放 流 先	矢ノ川	
放 流 水 量	7 5 m ³ /日 ~ 8 5 m ³ /日	
備 考		

施設名称	中継貯留槽
所在地	尾鷲市九鬼町字防主山 8 6 4 - 3
施設規模	2 0 kℓ × 2 基
備 考	

第2章 清掃事業

1 廃棄物（ごみ）

（収集・持込）

本市で取り扱う廃棄物（ごみ）は一般廃棄物のみで産業廃棄物は取り扱わない。家庭系一般廃棄物は収集するが、事業系一般廃棄物はすべて事業者の責任において清掃工場への持ち込みとなる。また、一般廃棄物であっても、本市が指定する処理困難物は取り扱わない。

（1）収集するごみの分類（ステーション及び回収拠点回収等）

- 燃やすごみは、週2回収集（指定ごみ袋のみ回収）
- 不燃・資源ごみは、月1回（但し、資源プラスチック類は週1回）
- 下記の※印の資源ごみの一部及び有害ごみは、拠点回収となっておりスーパー等の販売店もしくはコミュニティセンター等に設置しているステンレスBOXにて常時回収。

分別の区分		
収 集	燃やすごみ（可燃ごみ）	生ゴミ等の可燃ごみ （木製及びプラスチック製等のごみも含む）
	燃やさないごみ（不燃ごみ）	ガラス類・陶磁器類
	燃やさないごみ（資源ごみ）	ビン類（無色びん・茶色びん・その他びん）
		缶類（飲料缶・空き缶）
		金属類（金属（鉄）及びその他金属（アルミ等））
		廃家電製品等 （複合製品も含む）
		新聞・段ボール・その他紙
		繊維類（衣類等）
		発泡スチロール
		※資源プラスチック類
		※ペットボトル
		※白色発泡トレイ
※紙パック（牛乳パック等）		
有害ごみ	※乾電池・蛍光管等	

但し、上記のうち50cmを超えるものや、ひとつの重さが10kgを超えるものは収集できないため、清掃工場へ持込ごみとなる。

(2) 常設ステーションによる収集

(尾鷲地区)

平成 17 年度より、下記の 2 カ所に常設ステーションを設置

設置場所	収集品目
山本サッシ店北側 (中央町)	ビン類 (無色・茶色・その他色)、ガラス・陶磁器類、 カン類 (飲料缶・空き缶)
富士商会東側 (南陽町)	

(周辺地区)

平成 28 年度より常設ステーションを随時設置、現在は下記の 7 カ所に設置

設置場所	収集品目
須賀利漁協横 (須賀利町)	紙類 (新聞紙・段ボール・その他紙)
九鬼診療所横 (九鬼町)	
早田コミュニティーセンター横 (早田町)	
三木里地区会事務所裏 (三木里町)	
古江コミュニティーセンター裏 (古江町)	
ありよしや南側駐車場 (賀田町)	
元防災倉庫 (梶賀町)	

(3) 清掃工場への持込ごみの分類 (尾鷲市清掃工場他)

分別の区分		
持 込	上記(1)の収集するごみ	上記(1)の収集するごみも持込が可能である。
	大型ごみ (粗大ごみ)	上記(1)の収集するごみの大きさが概ね四方が 50 cm、重さが 10 kg を超えるもの
	事業系一般廃棄物	※ 1 下記参照
	水銀体温計	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。
	リサイクルできる品物 ※ 2 下記参照	尾鷲市クリンクルセンターに展示する。 (家電 4 品目ほか、電化製品等を除く)

注意：収集可能な可燃物でも、持込む場合は指定ごみ袋に入れなくても引取が可能です。

※ 1 事業系一般廃棄物については、法第 3 条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

※ 2 リサイクルできる品物は、事前に展示場所であるクリンクルセンターにお問い合わせください。

(4) 取り扱わないごみについて（適正処理困難物）

市の施設で処理が不可能なため、販売業者および処分業者等が処理するものは次のとおりとする。 【法第6条の3第1項】

処理困難物について		
<p>これらのものは<u>尾鷲市では取扱いできません</u>ので、処分する方法はご購入された販売店や廃棄物処理業者に問い合わせてください。 また、清掃工場に持ち込む前に確認してください。</p> <p>尾鷲市清掃工場 ☎22-3245</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物 ●爆発性のあるもの ●引火性のあるもの ●毒性のあるもの ●危険性のあるもの ●特別管理型一般廃棄物に指定されているもの ●著しく悪臭を発するもの ●上記のほか、廃棄物処理を著しく困難にするもの、又は市の処理施設の機能に支障をきたすもの
種 類	主なもの	処理依頼先
危険物	プロパン、消火器、農薬、劇薬、毒物、火薬、その他爆発性・引火性のあるもの	販売店
自動車関係	廃棄自動車、単車、タイヤ、バッテリー、その他機械類を分解・改造の際に使われた交換部分	販売店
建設関係	土砂、がれき、コンクリート、レンガ、瓦 石膏ボード、その他建設廃材、家の改築工事等から出るもの (建設廃材に関しては、リフォーム・DIY も含みます。但し、日曜大工等で生じる少量の木材は受け入れ可能です。)	施工業者 廃棄物処理業者
漁業関係	網、ブイ、FRP製のもの	廃棄物処理業者
農業関係	ビニールハウス	廃棄物処理業者
処理困難物	耐火金庫、スプリングマット、大木（直径30cm、又は長さ2m以上）	廃棄物処理業者
	ソーラーシステム、電気温水器、浴槽など (取替時に施工業者に処理を依頼してください。)	廃棄物処理業者 施工業者
業務用機器	業務用冷凍庫、業務用大型冷蔵庫、業務用複合機など	販売店 廃棄物処理業者

注1) 本市では個人・事業者に関わらず、建築廃材は取り扱っておりません。
本市所在する民間廃棄物処理場にて適正に処分してください。

(5) 一般廃棄物（ごみ）運搬許可業者

(R4.4.1 現在)

	許可業者名	住 所
1	昭和環境管理有限会社	尾鷲市矢浜四丁目 5 番 15 号
2	有限会社紀州海上サービス	尾鷲市大滝町 1 番 9 号
3	白川商店	尾鷲市林町 5 番 4 号
4	山本商店	尾鷲市林町 5 番 9 号
5	有限会社尾鷲環境開発	尾鷲市矢浜二丁目 8 番 22 号
6	株式会社寺下商店	尾鷲市林町 4 番 3 号
7	朴商店	北牟婁郡 紀北町海山区相賀 140 番 13
8	株式会社 JP ハイテック発電事業本部 北山川事業所 尾鷲出張所	尾鷲市古戸町 6 番 26 号
9	三重コニックス株式会社	四日市市芝田一丁目 2 番 13 号
10	梅谷ビルサービス（便利屋うめたに）	尾鷲市矢浜二丁目 16 番 31 号
11	山信運送有限会社	尾鷲市大字向井 9 番地 2
12	輪内便利社	尾鷲市賀田町 451 番地 2
13	熊野小型運送株式会社	和歌山県 新宮市あけぼの 4 番 1 号
14	公益社団法人尾鷲市シルバー人材センター	尾鷲市栄町 5 番 5 号
15	有限会社エー.エス.エー尾鷲	尾鷲市中央町 1 番 25 号
16	株式会社五味建設	北牟婁郡 紀北町便ノ山 539 番地の 4

17	大達建設株式会社	度会郡大紀町柏野 1492 番地の 1
18	便利屋K	尾鷲市野地町 9 番 3 号
19	三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
20	株式会社ハヤミ重機	尾鷲市大字南浦 2553 番地の 2
21	株式会社丸昇建設	尾鷲市倉ノ谷町 26 番 21 号
22	株式会社濱畑	尾鷲市小川東町 30 番 10 号 2F
23	有限会社浜口組	尾鷲市三木里町 433 番地
24	有限会社前田商店	熊野市有馬町 5004 番地の 6
25	ライフ プラス	北牟婁郡紀北町相賀 514 番地 4
26	エコスマイル	伊勢市船江 3 丁目 4 番 15 号
27	チーム宮本	尾鷲市宮ノ上町 10 番 2 号
28	ミル住まいのオアシス	尾鷲市中央町 1 番 11 号 リバービル中央 2 F
29	うめたに便利屋	尾鷲市矢浜二丁目 12 番 9 号
30	株式会社榎本組	尾鷲市賀田町 547 番地 3
31	大河内株式会社	北牟婁郡紀北町上里 45 番地 2
32	株式会社紀南組	尾鷲市大字向井 468 番地 2

(6) 有料化制度

○可燃ごみの指定袋による処理等手数料（平成 28 年 6 月改定）

指定ごみ袋 1 枚あたりの料金は、大（45ℓ）38 円・中（30ℓ）25 円・小（15ℓ）12 円・極小（10ℓ）8 円である。

※有料指定ごみ袋での収集は可燃ごみだけであり、それ以外の不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみの収集可能物は無料

○清掃工場持込処理手数料（平成 25 年度より改定）

一般廃棄物（家庭系・事業系は問わず）は、可燃ごみ・資源ごみ・有害ごみ・大型ごみ等、本市取扱可能物（処理困難物を除く）に関しては、50kg 以下を 500 円とし、これを超える 10kg 毎に 100 円を加算する。

（50kg 以上の重量で 10kg 未満の端数については繰上げとする。）

(7) 感染性一般廃棄物（在宅医療廃棄物）の処理

医療廃棄物は廃棄物処理法上、感染危険度および廃棄物の性状等によって、大きく 4 つ（特定管理型産業廃棄物・産業廃棄物・特定管理型一般廃棄物・一般廃棄物）に分類される。原則として本市に処理責任がある医療廃棄物は特定管理型一般廃棄物（感染性）と一般廃棄物の 2 つの廃棄物が該当するが、下記の項目に留意して 2 次感染しないように細心の注意のうえ、運搬処理を行うこととする。

記

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持込し、感染性産業廃棄物として医療機関等が処理を行う。（糖尿病用自己注射針等）
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物のうち、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い一般廃棄物として処理を行う。また、完全に除去できない可燃性の廃棄物は感染物の拡散や接触付着がないように留意したうえで可燃物として処理を行う。
- ③ 可燃性の医療廃棄物で資源ごみとして処理できるものであっても、血液や薬物の感染性等の恐れが考えられる場合②を留意のうえ、可燃ごみとして、焼却処分を行う。
- ④ 流行性の感染症等（コロナウィルス・インフルエンザほか）の感染の恐れのある廃棄物に関しても、下記の特別措置法およびガイドライン等に留意し、上記の①から③のとおり医療廃棄物の処理に従い適正に処理を行う。

記

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について
- ・ 「廃棄物処理における感染性廃棄物処理マニュアルおよびガイドライン」に沿った適正な処理方法

(8) 犬・猫等の小動物の処理

飼い犬・飼い猫等のペットが亡くなった場合は、環境課窓口で引き取りその後、尾鷲市清掃工場死亡動物専用焼却炉にて焼却処分とする。

(死亡動物専用焼却炉使用手数料 犬 1,500円・猫 1,000円・その他動物 1,000円)
※但し、本市以外の方からの持込については上記の金額の2倍に相当する金額とする。

排出者(飼い主等)が不明な路上死等については、本市が所管する市道などは本市(環境課・水産農林課等)が収集運搬処理を行う。国及び県が所管する国道及び県道又は海岸・河川等については、国又は県のそれぞれの所管する機関が収集・運搬する。

(9) ごみの再資源・減量化に向けた奨励金及び補助金制度

I 「資源ごみ集団回収」の奨励金交付や促進

本市では、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に、地域で自主的に古紙等の回収活動を行っている営利を目的としない団体(子供会・自治会等)による集団回収を促進するため、古紙等資源集団回収団体奨励金を交付している。

対象物は新聞紙・段ボール・その他の紙類とし、重量1kg当たり5円の奨励金を交付する。

II 「環境保全対策資材購入費補助金」制度

各家庭の厨芥ごみや庭木の剪定枝、落葉等の排出量削減に向け、環境保全対策資材(電動生ごみ処理機他)を購入される場合、下記の①～③のとおり資材の種類に応じ補助金を支給している。

記

①電動生ごみ処理機(1世帯1機のみ)

補助金額は購入費の2分の1とし、1機あたり30,000円を限度額とする。

②生ごみ処理容器(コンポスト・ぼかし容器など。ただし、紙製のものを除く。1世帯2基まで)

補助金額は購入費の2分の1とし、1世帯あたり5,000円を限度額とする。

③ガーデンシュレッダー(1世帯あるいは1団体1機のみ)

補助金額は購入費の2分の1とし、1機あたり30,000円を限度額とする。

※補助金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。

Ⅲ 環境美化活動（団体・個人）により集められたごみの処理について

個人による環境美化活動用指定ごみ袋交付申請により交付されたごみ袋での美化活動においては、通常の可燃ごみの収集場所に置いていただく。団体による環境美化活動計画書提出により交付されたごみ袋での美化活動においては、団体自らが清掃工場に運搬するか、若しくは提出時に回収依頼した場合は環境課が回収して清掃工場にて処理を行う。

（10）不法投棄対策として（野焼きも含む）

本市では不法投棄パトロール員を設置し三重県紀北地域活性化局環境室及び尾鷲警察署と連携を密にとり、不法投棄対策に努める。また、法律上、投棄者が特定されない場合は土地の所有者が処分することになるため、不法投棄対策（再発防止の為）を土地の所有者とも協議を行う。

不法投棄を発見した場合の連絡先は

○尾鷲市環境課廃棄物係
TEL 22-0605
Fax 23-1700

○三重県紀北地域活性化局環境室
TEL 23-3469
Fax 23-2130

○尾鷲警察署
TEL 25-0110

注）通報を受けても不法投棄者を特定する必要があるために、直ちに撤去ができない場合がある。

(11) その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

① 処理困難な廃棄物の処理依頼について

一般廃棄物のうち、市の施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に処理を委託することがある。

② 家電4品目について

特定家庭用機器再商品化法対象の家電4品目（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む)）については、小売店等に引き渡しリサイクル処理する。また、購入した店舗が無くなっている場合は、家電リサイクル法に基づき郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である協和運送有限会社 尾鷲倉庫（尾鷲市矢浜4丁目1番10号）に搬入する。

③ パソコンの処理について

本市から発生する廃パソコンについては、下記の3通りの処理処分方法にて行う。

I. 本市収集分別項目であるその他の日の「複合製品」として処分を行う。
※但し、パソコン類等は個人情報が含まれるものが多いため、事前に個人情報等のデータを消去して、漏洩を防ぐ措置を講じたうえで、指定場所、若しくは清掃工場に持ち込むようにする。

II. 「資源有効利用促進法」（PCリサイクル法）に基づき下記のとおり適正に処理を行う。

購入した販売店に処理を依頼する。販売店が不明・現存していない場合は、各製造メーカーのパソコン処理受付窓口連絡し、メーカーの指示に従い処分をする。廃棄するパソコンのメーカーが不明・現存していない場合は、パソコン3R推進センターに連絡する。

3R推進センター TEL 03-5282-7685

III. 宅配を活用した無料回収処理

市の連携・協力事業者であるリネットジャパン株式会社が、宅配便による回収をおこなっています。プリンタなどの周辺機器も同時に回収をおこなっており、個人情報のデータ消去サービスもあります。

詳しくは、リネットジャパン株式会社 (<http://www.retet.jp>)

TEL 052-582-2295 までご連絡ください。

④ 緊急時における処理依頼について

処理施設が災害や事故等によって処理が困難な場合、若しくは処理能力を超える受入量が発生した場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県内の市町あるいは民間業者に処理を委託する。

2 し尿・浄化槽汚泥

(1) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理方法

- 1 水洗化（浄化槽汚泥）・・・市内の浄化槽汚泥収集運搬許可業者（4業者）が収集し、尾鷲市クリーンセンターに搬入処理する。

収集運搬業者は、尾鷲市クリーンセンターでの受入が可能な範囲での作業工程を事前に環境課と協議の上、その範囲での作業を行う。

- 2 非水洗化（し尿）・・・・本市、環境課にて処理依頼を受け付け尾鷲市クリーンセンターに搬入処理を行う。

非水洗化の収集運搬は、旧尾鷲町内・地区センター管内と予め作業日程を設定したうえで収集運搬作業を行っているため広報等で事前にお知らせし、余裕をもった処理依頼を行うように啓発する。

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）運搬処理業許可業者

(R4.4.1 現在)

	許可業者名	住 所
1	昭和環境管理有限会社	尾鷲市矢浜四丁目5番15号
2	クリーン有限会社	尾鷲市宮ノ上町9番3号
3	株式会社南清社	尾鷲市中央町5番1号
4	昭和住設株式会社	尾鷲市末広町3番15号

(3) その他一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理に関して必要な事項

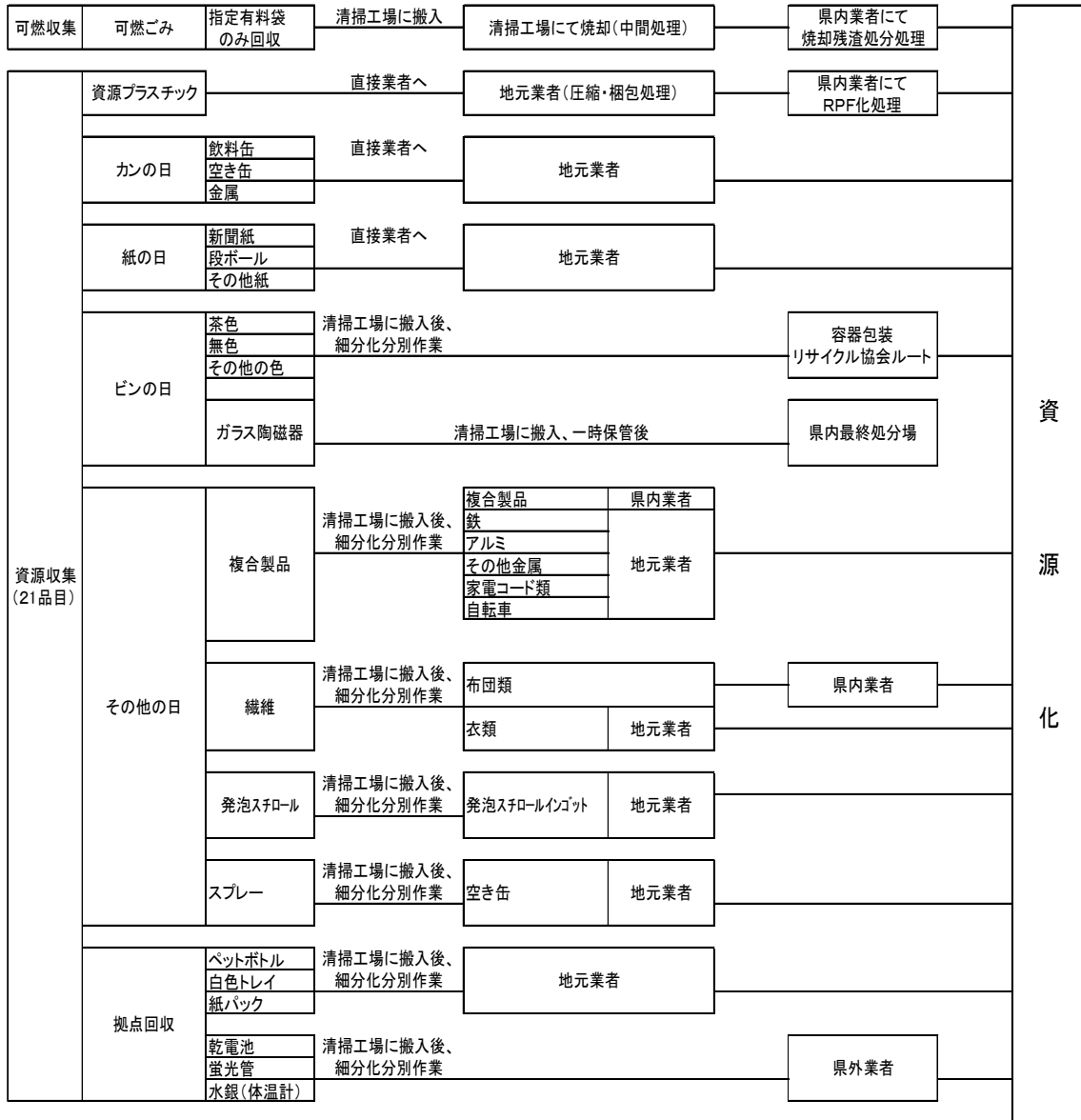
① 緊急時における処理依頼について

処理施設が災害や事故等によって処理が困難な場合、若しくは処理能力を超える受入量が発生した場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県内の市町あるいは民間業者に処理を委託する。

3 処理

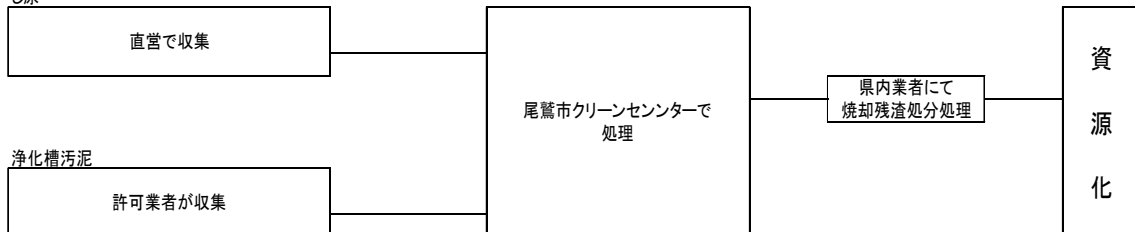
(1) 収集～処理形態図

○一般廃棄物(ごみ)



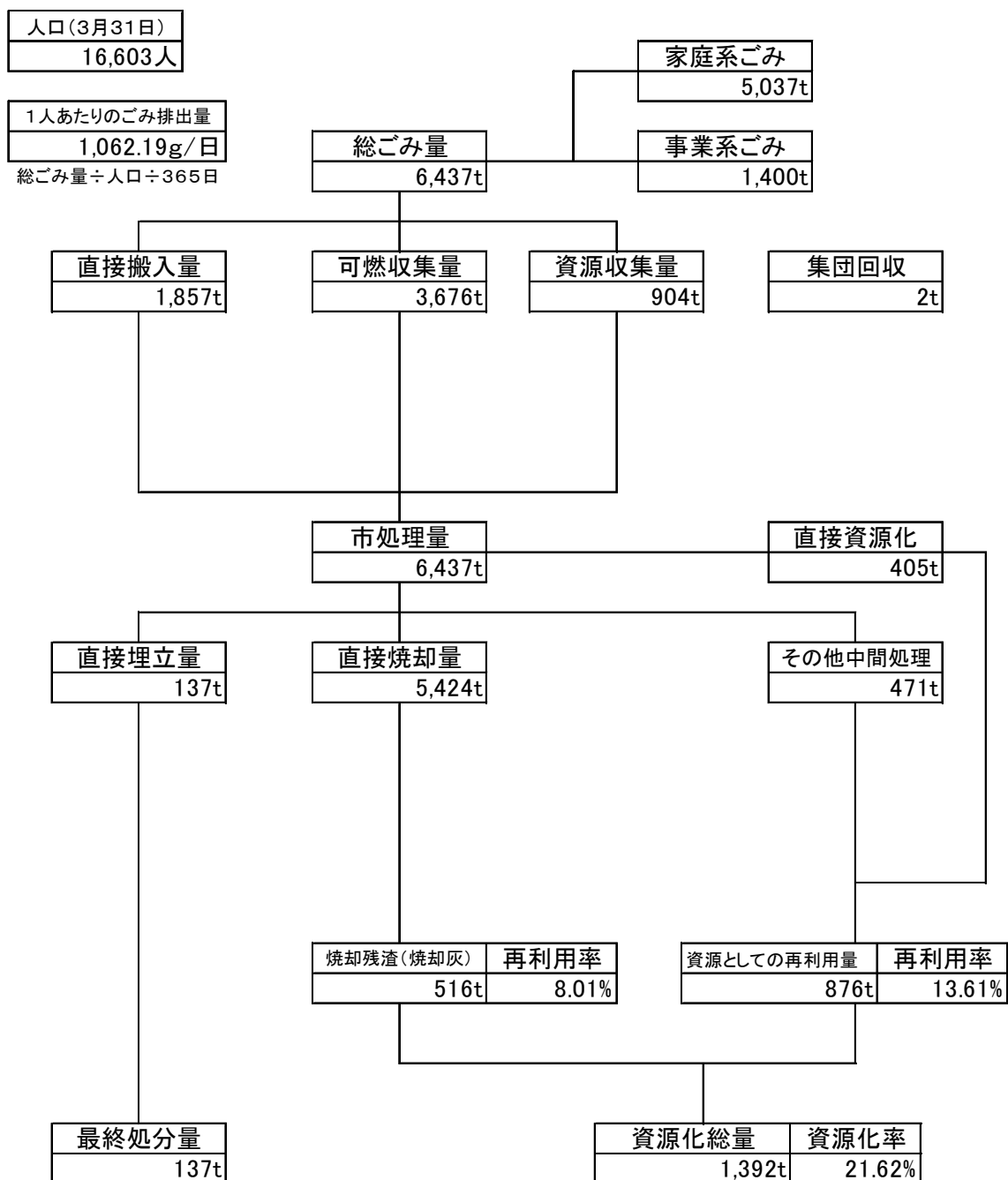
○L尿・浄化槽汚泥

し尿



第3章 廃棄物統計（実績）

（1）令和3年度ごみ処理フロー（廃棄物（ごみ））



(2) 廃棄物（ごみ）収集・排出量の推移

○一人あたりの廃棄物（ごみ）収集（収集委託）量の推移

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ごみの1日当たりの収集量 (g)		744	747	743	744	750
A+B						
人口 (人) ※10月1日現在		18,444	17,974	17,649	17,253	16,603
内訳	(年間) 可燃 収集量 (t)	3,986.18	3,918.74	3,841.86	3,744.18	3,658
	A. 1日 当たりの 収集量 (g/日)	592	597	596	595	604
	(年間) 資源 収集量 (t)	1,020.20	982.02	941.84	940.68	886.02
	B. 1日 当たりの 収集量 (g/日)	152	150	146	149	146
※人口は住民基本台帳参照						
1日あたりは、年間収集量÷人口÷365日×1,000,000 (t→gへの変換値)						

○一人あたりの廃棄物総排出量（収集+直接搬入）

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
年間排出 (回収)量 (t)		6,859	6,886	6,713	6,360	6,437
ごみの1日当たりの排出量 (g)		1,019	1,050	1,042	1,010	1,062
A+B						
人口 (人) ※10月1日現在		18,444	17,974	17,649	17,253	16,603
内訳	(年間) 家庭系 (t)	5,372	5,321	5,181	5,030	5,037
	A. 1日 当たりの 収集量 (g/日)	798	811	804	799	831
	(年間) 事業系 (t)	1,487	1,565	1,532	1,330	1,400
	B. 1日 当たりの 収集量 (g/日)	221	239	238	211	231
※人口は住民基本台帳参照						
1日あたりは、年間収集量÷人口÷365日×1,000,000 (t→gへの変換値)						

※収集量は実績値、総排出量は推計値

(3) I 廃棄物(ごみ)処理量の推移

(t)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
可燃物	焼却量	5,642.50	5,751.50	5,608.00	5,280.00	5,424.00	
	焼却残渣	(562.55)	(548.81)	(554.18)	(528.68)	(515.73)	
小 計		5,642.50	5,751.50	5,608.00	5,280.00	5,424.00	
資源物 主に収集	資源プラ	114.30	113.56	112.30	110.44	107.01	
	飲料缶	35.97	34.36	34.02	32.83	31.32	
	空き缶	22.83	22.66	20.97	20.52	18.46	
	金属	84.36	79.50	79.58	77.60	64.09	
	その他金属	12.27	11.52	12.94	14.65	13.42	
	アルミ	5.62	6.95	5.87	6.19	6.94	
	自転車	3.18	4.02	5.11	5.40	3.59	
	新聞紙	90.56	82.07	74.03	60.72	58.48	
	段ボール	123.92	116.00	113.24	109.66	107.98	
	その他紙	180.26	161.78	155.78	137.05	124.77	
	家電コード類	0.77	1.28	1.40	1.17	1.16	
	複合製品	142.51	142.97	137.04	142.13	136.25	
	衣類	48.39	39.59	38.82	32.90	29.11	
	繊維(布団)	45.09	40.84	41.27	39.69	34.15	
	無色ビン	69.24	52.41	43.10	48.52	38.65	
	茶色ビン	44.55	43.18	42.46	42.82	42.09	
	その他ビン	24.39	13.99	19.14	15.48	19.12	
	発泡スチロール	1.34	1.42	1.46	1.76	0.42	
	資源物 主に、 拠点回収	白色トレイ	1.35	1.10	1.19	0.94	0.42
		ペットボトル	32.52	32.62	32.77	27.53	27.63
紙パック		5.43	4.53	5.06	4.48	3.16	
乾電池		5.85	5.86	4.95	5.79	5.25	
蛍光管		4.61	3.24	2.75	1.57	2.89	
小 計		1,099.81	1,015.45	985.25	939.84	876.36	
不燃物	ガラス・陶磁器類	116.71	119.02	119.02	140.01	137.44	
小 計		116.71	119.02	119.02	140.01	137.44	
合 計		6,859.02	6,885.97	6,712.27	6,359.85	6,437.80	

II し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(t)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
し尿	3,897	3,784	3,823	3,667	3,486
浄化槽汚泥	10,416	10,496	10,933	11,152	11,024
合 計	14,313	14,280	14,756	14,817	14,510

III 古紙回収奨励金

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
活動団体数	4	3	1	2	2
申請件数(件)	8	7	2	4	3
回収量(kg)	18,510	14,290	8,430	8,040	1,670
奨励金 交付額 (円)	92,550	71,450	42,150	40,200	8,350

IV 電動生ごみ処理機補助金

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数 (機)	5	4	1	0	0
補助金額(円)	127,900	101,000	30,000	0	0

V 生ごみ処理容器補助金 (コンポスト・ぼかし容器等)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数 (基)	1	1	1	1	0
補助金額 (円)	3,400	1,700	5,000	1,700	0

VI ガーデンシュレッダー補助金

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数 (機)	1	1	2	0	0
補助金額 (円)	9,400	18,100	55,000	0	0

Ⅶ 死亡動物処理実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
猫 (匹)	120	83	121	112	158
犬 (匹)	120	114	106	105	87
その他 (匹)	154	122	174	130	133
計 (匹)	394	315	401	347	378
歳入 (円) (手数料)	249,000	235,000	230,000	237,500	186,500
歳出 (円) (諸経費)	682,963	638,463	670,603	579,575	495,968

第4章 処理経費（決算額）

(1) 処理経費の推移（廃棄物）

(円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入	手数料	42,147,444	42,147,936	42,228,851	38,623,945	38,409,699
	国庫補助金	—	—	—	—	—
	県補助金	—	2,667,000	5,667,000	5,667,000	5,746,000
	財産収入	28,800	28,800	28,800	28,800	28,800
	繰入金	—	—	111,441,000	104,556,000	66,813,000
	雑入	2,519,183	3,833,455	3,222,735	1,810,440	3,472,070
	弁償金	—	—	—	—	—
	市債	—	—	2,900,000	2,200,000	—
計		44,695,427	48,947,191	165,488,386	152,886,185	114,469,569
歳出	環境美化費	715,361	957,752	804,023	727,831	648,364
	可燃収集費	48,705,856	42,184,355	50,219,857	49,307,255	51,665,045
	資源収集費	69,054,283	69,126,480	85,691,954	85,584,913	83,661,508
	可燃処理費	190,158,382	227,244,287	214,490,080	216,278,567	184,029,791
	資源処理費	38,652,897	40,583,600	38,548,474	38,499,860	38,373,443
計		347,283,779	380,096,474	389,754,388	390,398,426	358,378,151

※人件費は除く

※環境美化費とはごみの有料指定袋導入に伴い、開始したパトロール（違反物回収等）に掛かる費用。

A 可燃処理費用単価

【処 理 費 = (環境美化+可燃収集+可燃処理)】

【処理費用単価 = (処理費÷可燃処理量)】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
処 理 量 (t)	5,642.50	5,751.50	5,608.00	5,280.00	5,424.00
処 理 費(円)	239,576,599	270,386,394	265,513,960	266,313,653	236,343,200
処理単価 (円/t)	42,459	47,011	47,346	50,438	43,574

※人件費は除く

(補足) 主な処理経費

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修繕料(工事費含む) (円)	105,879,007	135,746,629	128,226,248	128,737,811	92,333,773

※修繕料に関しては、収集車両等の修繕および清掃工場分の修繕料・工事費の経費を加算した額。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運転管理費(円)	133,697,592	134,639,765	137,287,712	137,575,842	144,009,427

※人件費は除く

※運転管理費とは、収集・処理の全体の経費から修繕料(工事費含む)を除いた額。

A' 可燃ごみ純処理単価 (運転管理費(円)÷処理量(t))

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
純処理単価 (円/t)	23,695	23,410	24,481	26,056	26,550

※修繕料(工事費含む)は、修繕内容等により年度毎に増減の変動がある為、上記の運転管理費から処理量を割った額を純処理単価とした。

B 資源処理費用単価

【処 理 費 = (資源収集費+資源処理費)】

【処理費用単価 = (処理費÷資源処理量)】

【(資源収集+資源処理) = 処理費 処理費÷(資源+不燃) 処理量 = 処理費用単価】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
処 理 量 (t)	1,216.52	1,134.47	1,104.27	1,079.85	1,013.80
処 理 費(円)	107,707,180	109,710,080	124,240,428	124,084,773	122,034,951
処理単価 (円/t)	88,537	96,706	112,509	114,909	120,378

※人件費は除く

(補足) 主な処理経費

委託料

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集部門	63,828,000	63,828,000	75,637,200	76,330,100	76,330,100
処理部門	35,462,993	35,520,051	35,689,312	35,789,369	35,589,691
計	99,290,993	99,348,051	111,326,512	112,119,469	111,919,791

(内容詳細)

収集部門・・・・・・資源ごみ収集運搬委託業務

処理部門・・・・・・○資源プラスチック類保管運搬業務

○資源プラスチック類処分業務

○容器包装リサイクル処理業務

○廃家電等及び繊維処理業務

○資源化ごみ処分(繊維・乾電池・蛍光灯)業務

○ガラス・陶磁器処分業務

○廃棄物搬入受付・分別業務

○衣類運搬処理業務

その他

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集部門	5,226,283	5,298,480	10,054,754	9,254,813	7,331,408
処理部門	3,189,904	5,063,549	2,859,162	2,710,491	2,783,752
計	8,416,187	10,362,029	12,913,916	11,965,304	10,115,160

※人件費は除く

※総経費から委託料を除いた額

(2) 処理経費の推移（し尿・浄化槽汚泥）

(円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
歳 入	手数料	38,029,600	36,863,300	36,799,900	35,566,300	33,737,500
	国庫補助金	6,324,000	6,324,000	4,348,000	3,367,000	2,672,000
	県補助金	7,186,200	1,745,000	1,155,000	2,752,000	1,185,000
	財産収入	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	雑入	—	—	—	—	—
	市債	—	—	—	—	—
計		51,543,400	44,935,900	42,306,500	41,688,900	37,598,100
歳 出	し尿収集費	5,470,202	5,334,367	4,692,819	7,182,932	5,154,612
	し尿処理費	197,987,500	197,987,500	181,485,000	183,158,000	183,150,000
計		203,465,702	203,321,867	186,177,819	190,340,932	188,304,612

※人件費は除く

A し尿・浄化槽汚泥処理費用

【処 理 費 = (し尿収集費+し尿処理費)】

【処理費用単価 = (処理費÷可燃処理量)】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
処 理 量 (kℓ)	14,313	14,280	14,756	14,817	14,510
処 理 費(円)	203,465,702	203,321,867	186,177,819	190,340,932	188,304,612
処理単価 (円/kℓ)	14,215	14,238	12,617	12,846	12,978

※人件費は除く

(補足) 主な処理経費

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修繕料 (工事含む) (円)	1,692,612	1,539,574	944,907	3,700,266	1,541,421

※修繕料に関しては、収集車両等の修繕および、し尿処理場分の修繕料・工事費の経費を加算しています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運転管理費 (円)	201,773,090	201,782,293	185,232,912	186,640,666	186,763,191

※人件費は除く

※運転管理費とは、全体の処理費から修繕料 (工事費含む) を除いた額。

A' し尿・浄化槽汚泥純処理単価 (運転管理費 (円) ÷ 処理量 (kℓ))

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
純処理単価 (円/kℓ)	14,097	14,130	12,553	12,596	12,871